

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所S T A C Y  
（定常臨界実験装置）施設の変更に係る工事計画変更届の提出時期について  
の行政相談
2. 日 時：令和4年8月24日（水）14時15分～14時35分
3. 場 所：原子力規制庁 16階D会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：  
原子力規制庁 審査グループ 研究炉等審査部門  
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、  
島村主任安全審査官、望月安全審査専門職、井上安全審査専門職  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所 臨界ホット試験部  
臨界技術第1課 臨界技術第1課長 他3名  
安全・核セキュリティ統括部 安全管理部  
施設保安管理課 施設保安管理課長 他3名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
原子力機構からの配布資料  
資料：S T A C Y（定常臨界実験装置）施設等の変更に係る工事計画変更届の  
提出時期について

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の加藤です。そうしましたら S T A C Y 施設等の変更に係る工事 計画変更届の提出時期についてという資料用いて行政相談始めたいと思 いますので、
0:00:13	資料の説明の方よろしくお願いたします。
0:00:30	はい、原子力機構、早瀬です。
0:00:35	それでは水の変更に係る工事計画変更届の提出日についてご説明いたし ます。
0:00:42	画面は共有いたしましたけれども、この資料に沿ってご説明いたしま す。
0:00:48	経緯としまして、令和 2 年 8 月に許可する変更許可を受けて令和 3 年 1 月、それから令和 3 年 3 月、
0:00:58	変更届け出ました S T A C Y 施設の変更に係る工事計画で、これについ て、今回このように、以下の表に示すように変更するため、
0:01:10	令和 4 年 7 月 29 日付で届け出てしています。
0:01:15	これについて規制庁の方から、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:18	変更申請、変更届の提出時期についてコメントがありまして、今回工事計画変更届の提出月の考え方について整理しましたのでこの考え方を第2項に示します。
0:01:33	第2項、工事計画変更届の提出時期の考え方についてというところで
0:01:39	基本となるのは法令の通りで、6章、第26条第2項に基づいて、工事計画を変更した場合には、その時点から30日以内に変更を届け出るということにしております。
0:01:55	今回の場合、本県の場合では、第1四半期、4月1日から6月30日までの間に着工する見通しでしたが、
0:02:04	工事着工ができなかったためその時点から30日以内である7月29日に工事計画変更の総計を行っているところです。
0:02:13	このように工事計画表に従って四半期で管理する考え方については、平成30年4月に規制庁の担当者の方と調整に詰まって、5月8日に打ち合わせを実施しておりまして、1個、この考え方に基づいてステージでは工事計画変更届を行っております。
0:02:34	この考え方について下で注釈してますけれども、四半期の単位の場合、四半期に工事計画を着工する工事を着工する場合は変更届を提出せず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	新規の間に着工できない場合に計画を変更すると、そういう考え方で す。
0:02:53	以上が、5、今回、7月に届け出を出した、
0:02:59	届け出だった工事計画の考え方になります。
0:03:03	これについてこの表で示す四半期では本来の
0:03:09	着工時期というのが、明確に見えない、曖昧に。
0:03:14	曖昧に見えるということから、これを改善するためにですね、第3項の 方で対応策を考えてきましたので今後の対応について、
0:03:24	3ポツに示します。
0:03:27	まず、工事計画、これ、工事計画というのは許可申請とか補正のときに 記載して、許可後については、工事計画変更届で変更を行っているもの です。
0:03:40	許可の申請、それから補正の段階から、設工認認可前までの段階、この 段階では、まだ工事家契約の締結、機構の方で業者と契約する前の段階 ですので、詳細な工事計画というのがなかなか記載。
0:03:58	難しいと言う事で工事着工については、ある程度の幅が必要となってお ります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:05	しかしながらというところで、
0:04:08	設工認認可後に速やかに工事計画を行うことで、機構としても詳細な工事計画を把握できる。従って工事計画が記載できるため、工事計画変更届において、より詳細な工事計画の記載と、
0:04:24	しまして、工事の開始時期が適切に認識できるように改善したいと考えてございます。
0:04:33	具体的には、以下の通り、下の表に書いてます通り工事計画を記載することで工事会地域を明確にします。
0:04:42	下の表に記載の通りですけれども、例として、第1四半期の5月から着工する場合については、正確性の回避、
0:04:52	お四半期の真ん中あたりに置くことで、きちんと開始時期が認識できるようにということで記載したいと思います。
0:05:01	そしてこの計画を変更したときには、法令に基づいて30日以内に届け出を行うということにしたいと思います。
0:05:11	資料の説明は以上になります。
0:05:15	はい、ありがとうございます。何かございますか。
0:05:21	もうこちらから言っちゃったんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:23	そうですか。
0:05:24	うん。
0:05:26	規制庁の加藤です。よろしいでしょうか。まずちょっと結論の方から言わせていただきますと、
0:05:36	うちの方でちょっと求めていった、今回の届け出に関する遅延理由書については不要。
0:05:45	ですが、補足資料としてですね、
0:05:48	今回今説明のあった、工事計画変更届の提出時期の考え方。
0:05:57	それと今回3ポツである、今後の対応について、というものをまとめた資料を、補足資料として提出していただきたいと思います。
0:06:10	それと、3ポツのですね今後の対応のところもう少しちょっとこちらの方から言わせていただきますと、
0:06:19	許可、許可の申請補正の段階において、こうやって四半期ごとを管理するっていうことはOKなのですが、
0:06:29	今の記載のままだとですね、その四半期の中に、開始するのか、それとも線表で書かれている一番左の時期から開始するのかっていうのがわかりませんので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:46	許可申請や補正の段階で、四半期で管理するのであれば、注釈にですね。
0:06:54	この、この期間の四半期から工事開始とか、この四半期で開始するよって旨がわかるような形で注釈を入れて欲しいと思います。
0:07:07	それと、それがそれ以降ですね、設工認認可になって、工事計画変更届を出す時においては、
0:07:17	これはですねもうちょっと詳しく、月単位でいつから始めるかっていうのがわかるような形で提出していただきたいと思います。
0:07:28	いかがでしょうか。
0:07:35	はい。原子力機構の小林です。ちょっと内容確認させていただきますと、まず、今回の届け出において
0:07:44	遅延理由書としては不要ですけども、
0:07:50	手続き、
0:07:51	工事計画の提出時期や今後の対応、これらを資料として取りまとめて、規制庁に提出することというのが1点目。それから
0:08:03	はい。さあその次に、この3ポツで書いたこの表ですけども、これではまだちょっと曖昧ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:13	四半期の最初から開始する場合とか補正の段階許可の段階においては、 この四半期の間の開示するんだよとか、この四半期の間を終了するんだ よってというのが、
0:08:25	わかるように注釈を振ること、これが、
0:08:28	2点目は、それから3点目として、
0:08:33	設工認認可の工事が始まってからですね着工後に、工事計画を変更する 場合には、当然、詳細な工程わかってて変更しますので、月単位であっ たり、そういったもっと細かい
0:08:46	工事計画の変更の内容にするよう、この3点ということによろしいでし ょうか。市長の加藤です大まかに言うとそうなんですけれど。
0:08:59	私着工後とは言っていないくて、許可申請補正の段階はそうやって四半期 ごとの管理でいいよと。
0:09:08	それ以降については、仮を月単位ではどうでしょうかっていうところな んですけどいかがでしょうか。
0:09:23	その範囲というのは許可後であって、設工認申請中、審査中、その段階 から月単位でということでしょうか。
0:09:34	私はその理解です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:09:56	原子力機構の小林です。ちょっと懸念がありまして浸水
0:10:04	設工認の申請審査中の中で、工事計画、
0:10:11	月単位にしてしまうと、
0:10:14	設工認の認可時期が、月単位でこう変わってくると、その月単位ごとに 工事計画の変更が、
0:10:22	毎月必要になってしまう可能性があって、それよりは認可後、
0:10:28	すべてき後は、工事計画、工事の中身、業者のオオウチの機構のハンド リングに入ってからその月単位で管理するというのではいかがでしょう か。
0:10:43	どう思います。
0:10:51	なんか精査中で、どんどん出せないと思うんですけど。
0:10:58	だって、許可の段階で設工認のその審査とかっていうのが、いつごろ申 請してるかっていうのわからないときだったらまだわかるんですけど、申請したとするといつぐらいまでまず認可っていうのを彼ら目標と して立てていて、
0:11:11	いつから着工するからその認可時期っていうのを設ける。うん。う ん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:17	いいですか。うん。アユ行っちゃっていいですか。はい。
0:11:22	規制庁の加藤です。江藤。言ってることはわからなくもないところもあるんですが、設工認の申請をして、いつごろ認可希望、その設工認に対していつごろを希望するのかっていうのもこちらの方に、
0:11:39	提示しながらそれになるべく沿う形で審査を行っているつもりですので、いつごろ要するに工事を開始するのかっていうのは、
0:11:50	立てなくもないですし、そこの変更をしたくないのであれば、適切な対応をすればいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。
0:12:14	原子力機構、伊澤です。はい。私どもの懸念としては煩雑になるのではないかと考えましたけれども規制庁さんをご希望というかご指示を受けられるのであればスペースとしてははい。私どもとしては、問題ございませんが、
0:12:31	本件S T A C Y施設に限ったお話でございましょうか原子力機構全体という話になりますと、そもそも師範単位で、工事計画を管理していない施設等もございましてその面単位でやっていたりするところもございまして、
0:12:48	ここも一律にと言いますと、今この場で私どもの大雪の話ではなくなってしまう。ステージに限るという話でよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:57	少々お待ちください。
0:12:59	まず、厳格っていう形で言っというてこれを聞いている案各部で展開してもらうってことですか。
0:13:06	力原係っておかしいです。
0:13:08	うんうん。
0:13:11	じゃ原科研全体についてですっていうことで、J A全体に対してですっていうことでよろしいですか。
0:13:20	規制庁の加藤です。
0:13:22	あくまでS T A C Y原科研に限った話ではなくってJ Aに対して言っているつもりでございます。それに対して今現状返答できないということであれば、
0:13:35	ちょっとJ Aの方で検討していただいて、回答していただければと思います。
0:13:45	はい。減収機構イザワです。S T A C Y施設ではないと、だけではないということ承知いたしました。それでは機構大としてのご対応学部の方から、後日させていただきたいと思います。
0:14:01	はい、ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:04	規制庁金子です。
0:14:06	今の話は、代表事例なんですけど、
0:14:10	よく考えれば終わると思うんですよねこれ別にS T A C Yという施設特有の話じゃなくて、
0:14:17	J Aの施設に共通していえることなんですよね。なので、こういう共通するような話題の時には必ず我々は、
0:14:27	J A全体に対して、こうしてくれませんか。こうした方がいいですこうすべきですっていう話をしているので、そこは施設特有の話なのか、
0:14:40	組織に対する共通のものなのかっていうのをよく峻別してですね、対応していただければと思いますので、その辺をよく注意していただければと思います。
0:14:52	はい。原子力機構の江田です。承知いたしました。
0:14:58	他、何かございますか。
0:15:04	柴野先生、ないよね。
0:15:05	そうだったら、
0:15:07	きちりますか、いつぐらいにその保険、
0:15:10	それ言っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:13	規制庁の岡藤です。先ほどちょっと私の方から言わせていただいた補足説明資料については、速やかな提出の方をお願いしたいと思います。
0:15:29	他に何かございますか。椎野大林です。はい、原子力機構の小林です。補足説明資料の速やかな提出了解しました先ほどの
0:15:41	機構全体で、その対応がとれるかどうかも含めて今後対応かけますので、ちょっと機構全体で確認してから提出したいと思います。
0:15:54	よろしく願いいたします。
0:15:56	嶋村さん望月さん何かございますか。
0:16:08	特にありません。
0:16:12	遅いです。特にません。
0:16:17	うん。
0:16:20	規制庁カネコすみませんちょっと細か河合話事実関係だけ確認させてください。
0:16:25	資料のですね、2ポツの、
0:16:30	1235、5行目。
0:16:34	見通しだったから工事着工ができなかったためっていうところはありませんね。これが工事継続の変更の起点。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:43	としてこの工事着工ができなかったためというふうな説明がされています。先ほどT C Aの時には、組織として何かしらの決定がなされたというご説明がありました。
0:16:54	今回このステージへの工事着工ができなかったためというに関する組織の決定ってというのは、どういうふうに、いつ頃なされたんでしょうか。
0:17:28	原子力機構の小林です。こちらの方の文章ですけれども工事着工ができなかったというのは変更の必要性を確認した日、これが6月30日になります。
0:17:40	そこから機構として決定した日が7月にありまして、たとえその6月30日を起点とされて、30日以内と、読まれても、30日以内に収まるように7月29日付で届け出を出したものです。
0:17:57	いいわけわかりましたそうすると、この工事計画変更届の変更が
0:18:03	変更した日ってというのは、6月30日ではなくて7月の例えば10日とか13日とか、そういうふうになるとそういう理解でいいですか。
0:18:14	はい。その通りで。原子力機構コバヤシですその通りです。わかりました。
0:18:26	他、よろしいですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:28	J Aの方から何かございますか。
0:18:38	電力河野コバヤシです。J Aから何も、特にありません。
0:18:43	はい。よろしいですかね。そうしましたら本日の行政相談は終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。
0:18:53	はい、ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。